

さと おや 里親登録 しませんか

あなたの一歩がこどもの未来を変える

さまざまな事情により、自分の家庭で生活できない
こどもたちがいます。

そんなこどもたちを家族の一員として迎え入れ、
温かい愛情を持って家庭と同様の環境で育てていく、
児童福祉法に定められた制度が「**里親制度**」です。

「**里親制度**」について詳しくは
お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。



お問合せ先一覧

中央児童相談所

〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1
電話：048-775-4152
FAX：048-770-1055

熊谷児童相談所

〒360-0014 熊谷市箱田 5-13-1
電話：048-521-4152
FAX：048-520-1036

南児童相談所

〒333-0848 川口市芝下 1-1-56
電話：048-262-4152
FAX：048-262-4158

越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1
電話：048-975-4152
FAX：048-977-3200

川越児童相談所

〒350-0838 川越市宮元町 33-1
電話：049-223-4152
FAX：049-224-5056

草加児童相談所

〒340-0035 草加市西町 425-2
電話：048-920-4152
FAX：048-922-3600

所沢児童相談所

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2
電話：04-2992-4152
FAX：04-2994-1420

さいたま市南部児童相談所

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10
電話：048-711-2489
FAX：048-711-8904

さと おや 里親制度

ってなんだろう？



お住まいの地域を所管する児童相談所を確認できます。
また、里親制度の紹介と里親の体験談を動画配信して
います。ぜひ御覧ください。

埼玉県 里親入門講座

検索



埼玉県福祉部こども安全課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話：048-830-3339 FAX：048-830-4787



もっとたくさんの里親家庭を！



さまざまな子どもたちのために、さまざまな里親さんが求められています。

里親の種類

- **養育里親** 要保護児童^(※)を家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育する里親
- **専門里親** 特に支援が必要な障害があったり虐待を受けたりしたなどの子どもを養育する里親
- **養子縁組里親** 将来的に子どもと養子縁組を結ぶことを前提とする里親
- **親族里親** 両親の死亡など特別な理由で家庭養育が困難な子どもを扶養義務者である親族が養育する里親

★さいたまフレンドほーむ（週末・季節里親） 施設入所中で里親委託を進められない子どもを週末や夏休みなどの数日間、養育里親が預かる事業を実施しています。

※ 要保護児童とは…さまざまな理由により、自分の家庭で暮らすことができない子どものことをいいます。

里親になるためには、里親登録をする必要があります。

里親登録までの流れ

里親登録されるまでには、原則として次のような手続きがあります。お住まいの地域を所管する児童相談所にお問合せ下さい。

里親として子どもを養育してみたい

児童相談所に相談

基礎研修の受講（講義・施設見学 計2日）

里親申請書の提出

登録前研修の受講（講義・養育実習 計4日）

（登録前研修より先に調査することもあります）
児童相談所による家庭訪問調査

県・児童福祉審議会で審議

登録
（審議の結果、里親の要件に該当しないない、登録されないこともあり）

里親になるための条件は難しいものではありません。

里親になるための要件

次の要件を満たしていることが必要で、専門里親になるためにはこの要件に加えて別途要件があります。

- **要保護児童の養育についての理解、熱意並びに、豊かな愛情を有していること。**
- **経済的に困窮していないこと。**
- **本人やその同居人が欠格事由^(※)に該当しないこと。**
- **県が行う所定の研修を修了したこと。**

※ 欠格事由とは…児童福祉法第34条の20に定められています。

里親登録された家庭に子どもが家族の一員として加わるまで。

子どもの紹介から委託まで

児童相談所は、子どもの状況などを踏まえ登録された里親の中から候補を選びます。子どもとの交流の後、正式に子どもの養育をお願いすることになります。

委託の検討

児童相談所が、里親委託が可能な子どもにふさわしい里親との組合せを検討します。

紹介

児童相談所から里親への委託候補の子どもの状態などを説明します。

面会

紹介された里親は、委託候補の子どもと面会を行います。

外出・外泊

子どもが里親との時間に不安を感じなくなった段階で、子どもとの外出や外泊を行います。

委託

里親と子どもとの関係に問題がなければ、正式に委託をします。

